

平成27年度から

軽自動車税の税率が変わります

三輪以上の軽自動車に対する税金の税率が変わります。詳しくは5面の「軽自動車税」をご覧ください。



2月2日(月)から

コンビニで課税(非課税)・納税証明書が取得できます

2月2日(月)から、住民基本台帳カード(住基カード)を利用して全国のコンビニエンスストア(キオスク端末が設置してある店舗)で、住民税の課税(非課税)証明書・納税証明書を取得できるサービス(コンビニ交付)が始まります。5面の「コンビニ交付サービスについて」もご覧ください。交付手数料は1通250円です。

※港区手数料条例により無料交付できる場合でも、コンビニ交付を利用する場合には手数料がかかります。

(1)取得できる税証明書の年度

現年度および過去2年度分の計3年度分(例)

平成26年度 課税(非課税)・納税証明書	平成25年中の所得 (平成25年1月~12月)	平成26年1月1日現在の住所 東京都港区〇〇
平成25年度 課税(非課税)・納税証明書	平成24年中の所得 (平成24年1月~12月)	平成25年1月1日現在の住所 東京都港区〇〇

※ただし、証明する年度の1月1日に港区で課税されている場合に限りです。港区を転出した場合は、転出日以前に課税された証明書はコンビニでは取得できません。

(2)利用できる人

住基カードを所有している満15歳以上の区民
※コンビニ交付を利用するには、住基カードと事前の利用登録が必要です。詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係(5面の図3を参照)へお問い合わせください。

(3)利用できる時間

午前6時30分~午後11時
※年末年始およびメンテナンス時を除く。

(4)利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、コミュニティ・ストア

問い合わせ 税務課課税係 ☎内線2586~91

平成27年度住民税に関する主な改正点

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する軽減税率の廃止

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する10%の軽減税率(所得税7%、特別区民税1.8%、都民税1.2%)は、平成25年12月31日をもって廃止となり、平成26年1月1日以降は20%の本則税率(所得税15%、特別区民税3%、都民税2%)となります。

- 平成26年分所得税および平成27年度住民税から適用されず。
- 平成25年から平成49年までに生じる所得については、所得税に復興特別所得税が併せて課税されます。

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の変更

(1)適用期限の延長

適用期限について、居住開始年月日が平成29年12月31日であるものまで4年間延長されることとなりました。

(2)控除限度額の拡充(表参照)

消費税率引上げに係る措置として、住宅借入金等特別税額控除の限度額の拡充措置が取られます。

なお、住民税の住宅借入金等特別税額控除は、前年分の所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除の額を住民税の控除限度額の範囲で控除するものです。

表 住民税における住宅借入金等特別税額控除(太枠が追加された内容)

居住開始年月日	平成25年12月まで	平成26年1月~3月	平成26年4月~平成29年12月(※)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% 【内訳】 特別区民税3%、 都民税2% (最高9万7,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% 【内訳】 特別区民税3%、 都民税2% (最高9万7,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% 【内訳】 特別区民税4.2%、 都民税2.8% (最高13万6,500円)

※「平成26年4月1日~平成29年12月31日」の控除限度額は、住宅の取得等に適用される消費税率が8%または10%である場合の金額です。それ以外の場合は、期間内であっても「平成26年1月~3月」と同じ控除限度額が適用されます。

問い合わせ 税務課課税係 ☎内線2593~8,2600~9

知って納得 住民税

区では、区民の皆さんが安全で安心な生活ができるよう、さまざまな事業を行っています。これらの費用は私たちが納める税金によって賄われています。住みよいまちづくりのためにも、税金の内容について理解を深めましょう。

問い合わせ 税務課課税係 ☎内線2593~8,2600~9

個人住民税(特別区民税・都民税)の仕組み

個人住民税(以下住民税)は、地方自治体が行う事業の費用を、住民がそれぞれの負担能力に応じて分担する地方税です。所得税(国税)と異なり、住民税は地域社会の会費として、より多くの人に負担を求める仕組みになっています。

均等割 より広い範囲の人に負担を求めるため設けられた仕組みです。税率はそれぞれ年額で特別区民税3,500円、都民税1,500円です。

所得割 その人の所得に応じてかかる仕組みです。住民税の所得割の税率は、一律10%です(分離課税を除く)。

住民税と所得税の主な違い

	所得税	住民税
均等割	なし	あり
所得にかかる税率(分離課税を除く)	超過累進税率(5%~40%)※	10%(特別区民税6%、都民税4%)
所得控除	例...基礎控除38万円	例...基礎控除33万円

※平成25年~平成49年の間、所得税を納める義務のある人は、復興特別所得税も併せて納める義務が生じます。なお、復興特別所得税額は、基準所得額×2.1%となります。

住民税の課税(過年度分は該当する年に置き換えてお読みください)

基準日(賦課期日)	平成27年1月1日現在、その人の住所がある区市町村で課税
課税される所得	課税される年度の前年中の所得が対象(平成27年度の課税は平成26年中の所得が対象となります)

住民税の納税について

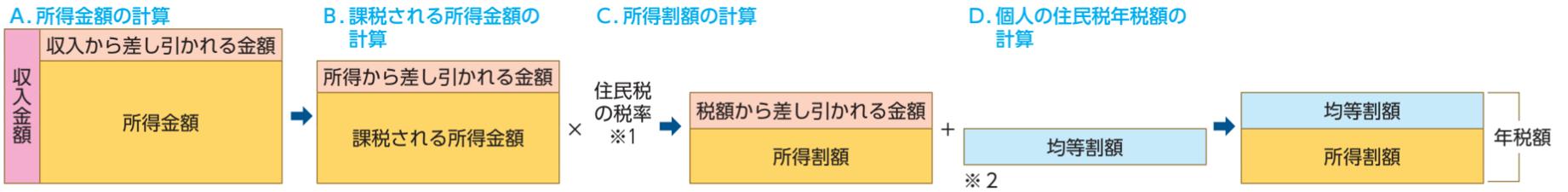
	普通徴収	特別徴収(給与所得者)
納税の通知	本人に直接通知	給与支払者を通して本人に通知
納付の方法	納付書・口座振替等	給与から差し引いて会社が納入
通常の期割、月割の回数	年4回	当年6月から翌年5月の12回
平成27年度の納期限	第1期 6月30日(火) 第3期 11月2日(月) 第2期 8月31日(月) 第4期 平成28年2月1日(月)	徴収した月の翌月10日

※給与所得者で複数の種類の所得があった人は、普通徴収と特別徴収の両方が発生する場合があります。※収入が公的年金のみ(障害年金、遺族年金等を除く)の人は、年金特別徴収(年金所得から住民税を差し引き)に該当する場合があります。

住民税が非課税になる人

平成27年1月1日現在、生活保護法の生活扶助を受けている人	所得制限なし
障害者 未成年者(平成7年1月3日以降生まれ) 寡婦・寡夫	合計所得金額が125万円以下 給与収入で2,043,999円以下 公的年金収入で2,450,000円以下(65歳以上)、2,166,667円以下(65歳未満)
均等割が非課税	合計所得金額が「35万円×(控除対象配偶者+扶養(年少扶養含む)人数+1)+21万円」以下 扶養なしの場合は、合計所得金額が35万円以下(給与収入で100万円以下)
所得割が非課税	総所得金額等が「35万円×(控除対象配偶者+扶養(年少扶養含む)人数+1)+32万円」以下 扶養なしの場合は、総所得金額等が35万円以下(給与収入で100万円以下)

平成27年度住民税(特別区民税・都民税)の計算方法(課税となるケース)



- A. 「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引いて、「所得金額」を求めます。
 - B. 「所得金額」から「所得から差し引かれる金額(=所得控除、表2参照)」を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます(1,000円未満切り捨て)。
 - C. 「課税される所得金額」に「一定の税率」を乗じて、「所得割額」を求めます。
 - D. 「所得割額」から「税額から差し引かれる金額(=税額控除、表4参照)」を差し引き(100円未満切り捨て)、均等割額を加えます。
- ※1 住民税の税率は、特別区民税6%、都民税4%です(分離課税を除く、表3参照)。
 ※2 均等割額は、特別区民税3,500円、都民税1,500円です。



平成27年度住民税(特別区民税・都民税)の計算例(イメージ)

家族構成: 本人、配偶者(45歳)、子ども2人(長女20歳、長男17歳) ※配偶者、子どもに所得なし
 平成26年の給与収入: 700万円 社会保険料支払額: 70万円

給与収入から差し引かれる金額 = 404万円

給与所得控除 190万円	基礎控除 33万円	社会保険料控除 70万円	特定扶養控除 45万円	扶養控除 33万円	配偶者控除 33万円	課税される所得金額 296万円
-----------------	--------------	-----------------	----------------	--------------	---------------	--------------------

給与収入 700万円

296万円 × 10% = 296,000円
 課税総所得 × (※1) = 算出所得割額
 296,000円 - 2,500円 = 293,500円
 算出所得割額 - 調整控除額(※2) = 所得割額

年税額: 298,500円
 (均等割額(※3): 5,000円)
 (所得割額: 293,500円)

- ※1 住民税の税率は、特別区民税6%、都民税4%です(分離課税を除く、表3参照)。
- ※2 このケースでの調整控除額は、特別区民税1,500円、都民税1,000円です。
- ※3 均等割額は、特別区民税3,500円、都民税1,500円です。

表1 所得の計算と種類

(1) 収入金額・必要経費と所得金額の計算方法
 (2) 所得の種類

収入金額 平成26年中(1~12月)に収入することが確定した金額
 必要経費 平成26年中(1~12月)に収入を得るために要した費用 ※給与および公的年金等は速算表により算出した金額
 所得金額 収入金額 - 必要経費

所得の種類	所得金額の計算方法
事業所得 ○販売、飲食、製造、修理、サービス業等いわゆる営業から生じる所得、および医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、ホステス、外交員等の自由職業や漁業等による所得 ○「必要経費」は、販売した商品の原価、営業用固定資産の修繕費、租税公課、地代、家賃、減価償却費、雇人費、借入金の利子、その他収入を得るために必要な経費	収入金額 - 必要経費
不動産所得 ○地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金、船舶等の貸付料等による所得 ○「必要経費」は不動産所得を得る物件に対する固定資産税、火災保険料、修繕費、減価償却費、管理費、借入金の利子、固定資産の損失額等	収入金額 - 必要経費
利子所得 ○海外の預金等の利子(国内の利子は原則利子割課税)	収入金額と同じ
配当所得 ○株式、出資金等の配当や協同組合、信用金庫等の剰余金の分配等の所得 ○株式等の元本を取得するために要した負債の利子を引くことができます。	収入金額 - 株式等の元本取得に要した負債の利子
給与所得 ○俸給、給料、賃金、歳費、賞与、大工、左官等の手間賃による所得 ※「特定支出の控除の特例」は、税務署にお問い合わせください。 ○給与所得の金額の速算表	

給与収入金額(円)	給与所得の金額(円)
0 ~ 650,999	0
651,000 ~ 1,618,999	収入金額 - 650,000
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000
1,620,000 ~ 1,621,999	970,000
1,622,000 ~ 1,623,999	972,000
1,624,000 ~ 1,627,999	974,000
1,628,000 ~ 1,799,999	☆ ×0.6
1,800,000 ~ 3,599,999	☆ ×0.7 - 180,000
3,600,000 ~ 6,599,999	☆ ×0.8 - 540,000
6,600,000 ~ 9,999,999	×0.9 - 1,200,000
10,000,000 ~ 14,999,999	×0.95 - 1,700,000
15,000,000 ~	収入金額 - 2,450,000

☆ 給与収入の万の位、千の位の2桁を内輪で最大の4の倍数まで切り下げ1,000円未満切り捨て

所得の種類	所得金額の計算方法																			
雑所得(公的年金等) ○恩給、年金等公的年金の所得(遺族年金や障害年金、傷病者の恩給、遺族恩給等を含みません) ○公的年金等に係る雑所得の金額の速算表																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>公的年金等の収入金額の合計額(円)</th> <th>雑所得の金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">65歳以上の人(昭和25年1月1日以前の生まれの人)</td> <td>0 ~ 3,300,000</td> <td>-1,200,000</td> </tr> <tr> <td>3,300,001 ~ 4,100,000</td> <td>×0.75 - 375,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001 ~ 7,700,000</td> <td>×0.85 - 785,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の人(昭和25年1月2日以降の生まれの人)</td> <td>0 ~ 1,300,000</td> <td>-700,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,001 ~ 4,100,000</td> <td>×0.75 - 375,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001 ~ 7,700,000</td> <td>×0.85 - 785,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,001 以上</td> <td>×0.95 - 1,555,000</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(円)	雑所得の金額(円)	65歳以上の人(昭和25年1月1日以前の生まれの人)	0 ~ 3,300,000	-1,200,000	3,300,001 ~ 4,100,000	×0.75 - 375,000	4,100,001 ~ 7,700,000	×0.85 - 785,000	65歳未満の人(昭和25年1月2日以降の生まれの人)	0 ~ 1,300,000	-700,000	1,300,001 ~ 4,100,000	×0.75 - 375,000	4,100,001 ~ 7,700,000	×0.85 - 785,000	7,700,001 以上	×0.95 - 1,555,000	
受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(円)	雑所得の金額(円)																		
65歳以上の人(昭和25年1月1日以前の生まれの人)	0 ~ 3,300,000	-1,200,000																		
	3,300,001 ~ 4,100,000	×0.75 - 375,000																		
	4,100,001 ~ 7,700,000	×0.85 - 785,000																		
65歳未満の人(昭和25年1月2日以降の生まれの人)	0 ~ 1,300,000	-700,000																		
	1,300,001 ~ 4,100,000	×0.75 - 375,000																		
	4,100,001 ~ 7,700,000	×0.85 - 785,000																		
7,700,001 以上	×0.95 - 1,555,000																			
雑所得(その他) ○作家以外の人の原稿料、印税、講演料、放送謝金、非営業の貸金金利等、他の所得のいずれにも該当しない所得 ○「必要経費」は原稿を書くため、講演や放送をするため特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費等、収入を得るために必要な経費	収入金額 - 必要経費																			
総合課税の譲渡所得 ○土地、建物等分離課税を適用した資産等以外の譲渡による所得 ○譲渡した資産の取得費、設備費、改良費および譲渡に要した費用等を引くことができます。	収入金額 - 資産の取得に要した経費 - 特別控除額(50万円を限度)(課税する長期譲渡所得金額は2分の1)																			
一時所得 ○懸賞の賞金品、福引の当選品、競馬や競輪の払戻金等の一時的な所得 ○その収入を得るために支出した金額を引くことができます。	収入金額 - 支出した金額 - 特別控除額(50万円を限度)(課税する一時所得金額は2分の1)																			
山林所得 ○5年以上保有する山林を売った場合に生じる所得です。 ○「必要経費」は原価計算による方法か一定の場合には概算経費率による方法のいずれかで計算	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円を限度)																			
退職所得 ○退職金、一時恩給等(住民税は、原則として支払時の現年分離課税で特別徴収され課税が完了します)	(収入金額 - 退職所得控除額) × 2分の1																			

※上記以外に、次の所得は申告分離課税となります。

分離譲渡所得	土地、建物等分離課税を適用した資産の短期・長期譲渡による所得	所得等の算定については、税務署にお問い合わせください。 芝税務署 ☎3455-0551 麻布税務署 ☎3403-0591
株式等に係る譲渡所得等	未公開株式等、上場株式等の譲渡による所得	
上場株式等の配当所得	確定申告により総合課税か申告分離課税のいずれかを選択可能	
先物取引に係る雑所得等	商品先物取引および金融商品先物取引等による雑所得等	

表2 所得控除

控除項目		概要(平成26年中に支払いまたは発生したもの)	所得税控除額	住民税控除額	人的控除差額
雑損控除		本人および生計を一にする親族(総所得金額等(注1)38万円以下の者に限る)の有する資産(住宅家財等)について、災害・盗難・横領により、一定の損失が生じた場合	(損失額-保険金等による補てん額)-(総所得金額等の合計額)×10%、または災害等関連支出の金額-5万円の多い方、最優先で控除し残額は3年繰越可(大震災特例5年)		
医療費控除		本人および生計を一にする親族のために支払った治療費用、療養に必要な医薬品購入費等	総所得金額等の5%、または10万円の少ない方の金額を超えた医療費(限度額200万円)		
社会保険料控除		本人および生計を一にする親族のために支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等 ※年金から天引きされている国民健康保険料は、年金受給者(世帯主)の社会保険料控除となります。また、年金から天引きされている介護保険料、後期高齢者医療保険料は、年金受給者本人の社会保険料控除となります。	支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済法の共済契約掛金・確定拠出年金法の個人型年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	支払った金額		
生命保険料控除		保険金や旧簡易生命保険等の受取人の全てを本人および親族とする生命保険(生命共済)契約の保険料等	※1 生命保険料の控除額の計算参照	※2 生命保険料の控除額の計算参照	
地震保険料控除		本人および本人と生計を一にする親族の常時居住している家屋等を保険の目的とした地震保険契約等の保険料、および平成18年末までに締結した長期損害保険契約等の保険料	※3	※4	
障害者控除(普通障害者)		本人および扶養親族等が身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳等の交付を受けている人、または障害者として港区長の認定を受けている人	270,000	260,000	10,000
障害者控除(特別障害者)		上記のうち身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級等の重度障害者、または特別障害者として港区長の認定を受けている人	400,000	300,000	100,000
同居特別障害者加算		控除対象配偶者・扶養親族が同居で特別障害者の場合に加算	350,000	230,000	120,000
寡婦(夫)控除	寡婦	夫と死別または離別し、扶養親族や生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子がある、または夫と死別し、合計所得金額(注2)500万円以下	270,000	260,000	10,000
	特定の寡婦	夫と死別または離別し、扶養親族である子があり、合計所得金額500万円以下	350,000	300,000	50,000
	寡夫	妻と死別または離別し、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子があり、合計所得金額500万円以下	270,000	260,000	10,000
勤労学生控除		一定の学校の生徒等で勤労に基づく所得があり、その合計所得金額が65万円以下で、そのうち勤労に基づかない所得が10万円以下	270,000	260,000	10,000
配偶者控除	一般控除対象配偶者	平成26年末日現在(平成26年中死亡の場合は死亡の日)で生計を一にする配偶者があり、その配偶者の平成26年中の合計所得金額が38万円以下	380,000	330,000	50,000
	老人控除対象配偶者 昭和20年1月1日以前生まれ		480,000	380,000	100,000
配偶者特別控除		本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者が合計所得38万円を超え76万円未満の場合に、その配偶者の所得に応じた金額を控除	※5	※6	※6
扶養控除	一般扶養親族 昭和20年1月2日以降 平成11年1月1日以前生まれ (特定扶養親族を除く)	●平成26年末日現在(平成26年中死亡の場合は死亡の日)で生計を一にする親族 ●平成26年中の合計所得金額が38万円以下 ※16歳未満(年少扶養親族)の扶養控除は廃止になりました。	380,000	330,000	50,000
	特定扶養親族 平成4年1月2日以降 平成8年1月1日以前生まれ		630,000	450,000	180,000
	老人扶養親族 昭和20年1月1日以前生まれ		480,000	380,000	100,000
	同居老親等扶養親族 (同居の老人扶養親族で直系尊属)		580,000	450,000	130,000
基礎控除		380,000	330,000	50,000	

注1 総所得金額等とは、総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいいます。
注2 合計所得金額とは、総所得金額等の計算上、純損失の繰越控除および雑損失の繰越控除の適用前の金額をいいます。

生命保険料の控除額の計算

生命保険料の控除額は、一般の生命保険料、介護医療保険料または個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ次のように計算します。
生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、③のうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額(④)または個人年金保険料の控除額(⑤、⑥、⑦のうち最も大きい金額)の合計額(所得税は最高12万円、住民税は最高7万円)となります。

保険料の区分	控除額
一般の生命保険料	(1)支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く 計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(①)
	(2)支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く 計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(②)
	(3)支払った新生命保険料または旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合 上記①または②の金額の合計額(所得税最高4万円、住民税は最高2万8,000円)(③)
介護医療保険料	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(④)
個人年金保険料	(1)支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く 計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(⑤)
	(2)支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合(3)の場合を除く 計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(⑥)
	(3)支払った新個人年金保険料または旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合 上記⑤または⑥の金額の合計額(所得税最高4万円、住民税は最高2万8,000円)(⑦)

※1 計算式Ⅰ(新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001~40,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×2分の1+10,000円
40,001~80,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×4分の1+20,000円
80,001円以上	一律40,000円

計算式Ⅱ(旧生命保険料または旧個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001~50,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×2分の1+12,500円
50,001~100,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×4分の1+25,000円
100,001円以上	一律50,000円

※2 計算式Ⅰ(新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
12,000円以下	支払った保険料等の全額
12,001~32,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×2分の1+6,000円
32,001~56,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×4分の1+14,000円
56,001円以上	一律28,000円

計算式Ⅱ(旧生命保険料または旧個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
15,000円以下	支払った保険料等の全額
15,001~40,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×2分の1+7,500円
40,001~70,000円	(支払った保険料等の金額の合計額)×4分の1+17,500円
70,001円以上	一律35,000円

※3 所得税の地震保険料控除額の計算 (単位:円)

	支払保険料額	控除額
地震保険のみの場合	支払額全額(上限50,000)	
長期のみの場合	10,000以下	支払額全額
	10,001~20,000	支払額×2分の1+5,000
	20,001以上	一律15,000
両方	それぞれの控除額の合計(上限50,000)	

※4 住民税の地震保険料控除額の計算 (単位:円)

	支払保険料額	控除額
地震保険のみの場合	支払額×2分の1(上限25,000)	
長期のみの場合	5,000以下	支払額全額
	5,001~15,000	支払額×2分の1+2,500
	15,001以上	一律10,000
両方	それぞれの控除額の合計(上限25,000)	

※5 所得税の配偶者特別控除額 (単位:円)

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001~399,999	380,000
400,000~449,999	360,000
450,000~499,999	310,000
500,000~549,999	260,000
550,000~599,999	210,000
600,000~649,999	160,000
650,000~699,999	110,000
700,000~749,999	60,000
750,000~759,999	30,000
760,000以上	0

※6 住民税の配偶者特別控除額 (単位:円)

配偶者の合計所得金額	控除額	人的控除差額
380,001~399,999	330,000	50,000
400,000~449,999		30,000
450,000~499,999	310,000	0
500,000~549,999	260,000	0
550,000~599,999	210,000	0
600,000~649,999	160,000	0
650,000~699,999	110,000	0
700,000~749,999	60,000	0
750,000~759,999	30,000	0
760,000以上	0	0

新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料とは、平成24年1月1日以降に生命保険会社等と締結した一定の保険契約等に基づいて支払った各保険料等をいいます。
旧生命保険料または旧個人年金保険料とは、平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した一定の保険契約等に基づいて支払った各保険料等をいいます。

表3 税額(税率)表

課税総所得、課税山林所得および課税退職所得に対する税額(税率)表(単位:円)

区分	課税所得金額	所得税	住民税
課税総所得 および 課税退職所得	1,000~1,949,000	5%	10% (特別区民税6% 都民税4%)
	1,950,000~3,299,000	10%-97,500	
	3,300,000~6,949,000	20%-427,500	
	6,950,000~8,999,000	23%-636,000	
	9,000,000~17,999,000	33%-1,536,000	
	18,000,000以上	40%-2,796,000	
課税山林所得	山林所得の税額表については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)、または各税務署にお問い合わせください。 芝税務署 ☎3455-0551 麻布税務署 ☎3403-0591		

分離課税の税額(税率)表

所得の種類	税率区分	課税対象金額	所得税	住民税※
分離の土地等の 短期譲渡所得	一般	金額による区分なし	30%	9%
	軽減(国等に対する譲渡)		15%	5%
分離の土地等の 長期譲渡所得	一般	一律	15%	5%
	特定(優良住宅地等のための譲渡)	2,000万円以下の場合	10%	4%
		2,000万円を超える場合	200万円+(課税対象金額-2,000万円)×15%	80万円+(課税対象金額-2,000万円)×5%
	軽減(居住用財産で所有期間10年超)	6,000万円以下の場合	10%	4%
		6,000万円を超える場合	600万円+(課税対象金額-6,000万円)×15%	240万円+(課税対象金額-6,000万円)×5%
上場株式等に係る譲渡所得等 未公開株式等に係る譲渡所得等 上場株式等に係る配当所得 先物取引に係る雑所得等	金額による区分なし		15%	5%

※住民税の税率は、特別区民税と都民税の合計となります。

表4 税額控除

(1)調整控除

平成19年の住民税と所得税の税率変更による負担増を調整するため、次の金額を所得割額から控除します。

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	次の①と②のいずれか小さい方の金額の5%(区3%、都2%) ① 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ② 合計課税所得金額(※)
200万円超	次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額(その金額が5万円を下回る場合は5万円)の5%(区3%、都2%) ① 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ② 合計課税所得金額(※)から200万円を控除した金額

※合計課税所得金額:課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額

(2)配当控除

総合課税の配当所得があるときは、その金額に次の率(注1)を乗じた金額を所得割額から控除します。

課税総所得金額等	所得税	特別区民税	都民税
1,000万円以下の部分	10%	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	5%	0.8%	0.6%

注1 証券投資信託等の分配金については率が異なります。

(3)住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

所得税の確定申告や給与の年末調整から、所得税で控除しきれなかった場合に次のいずれか小さい方の額を住民税の所得割額から控除します(居住開始年月日が平成19・20年の場合や特定増改築等を除く)。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額の5%(上限は9万7,500円)

※平成26年4月から平成29年12月までに入居した場合については、7%を乗じて得た金額(13万6,500円を上限)が控除されます。この金額は、消費税率が8%または10%である場合の金額です。それ以外の場合においては5%を乗じて得た金額(9万7,500円を上限)となります。

(4)寄附金税額控除

寄附金税額控除は基本控除額に、ふるさと納税の特例控除額を加算します。

◇対象となる寄附

- ① 都道府県、区市町村に対する寄附(ふるさと納税)・東日本大震災被災地への義援金
- ② 居住する都道府県の共同募金会、日本赤十字社東京都支部に対する一定の寄附
- ③ 社会福祉法人港区社会福祉協議会に対する寄附
- ④ 東京都内に住所のある公益法人等に対する寄附(都民税のみ対象)

◇住民税寄附金税額控除の計算(基本控除額+特例控除額)

基本控除額

特別区民税分{(①③④の寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の金額)-2,000円}×6%
都民税分{(①③④の寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の金額)-2,000円}×4%

特例控除額(ふるさと納税等のみ適用)

特別区民税分、都民税分それぞれ(1)(2)の小さい方の金額

- (1)調整控除後の所得割額×10%
- (2)(①の寄附金額と総所得金額等の30%の小さい方の金額-2,000円)×(下表の区分に対応する割合)×(按分:区5分の3 都5分の2)

住民税の課税総所得金額-人的控除差合計額(注2)	割合
195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	49.16%

注2 住民税の課税総所得金額-人的控除差合計額がマイナスの場合、税務課課税係にお問い合わせください。寄附金税額控除は、住宅ローン控除後、外国税額控除前に行います。

(5)外国税額控除

所得税の外国税額控除を受けて算出されますので、税務署または税務課課税係にお問い合わせください。

(6)配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

すでに前年中に特別徴収済の配当割額・株式等譲渡所得割額のある配当所得・株式等の譲渡により生じた所得を、確定申告、または住民税で申告すると、所得割額から当該配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。詳しくは、税務課課税係にお問い合わせください。

納税インフォメーション

問い合わせ

税務課税務係

☎内線2586~91

始めませんか? 座振替

対象:特別区民税・都民税(普通徴収分)

<手続き方法>

- STEP ① 申込書をご準備ください。
(税務課・各総合支所に置いてあります。
また税務課税務係宛にご連絡をいただければ郵送します)
- STEP ② 通帳を確認しながら必要事項のご記入・押印(サイン)をしてください。
- STEP ③ 引落希望の金融機関窓口にご提出ください。
⇒ 金融機関より口座内容の承認がおりた申込書が区役所へ届き、登録をします。

<振り替えのスケジュール>

振替方法	振替日(引落日)	
各期振替	第1期	6月末日
	第2期	8月末日
	第3期	10月末日
	第4期	1月末日
一括振替(第1期分からの限る)	6月末日	

※振替日が土・日曜・祝日等の休業日にあたる場合は、翌営業日の振り替えとなります。
※口座振替済みの確認は、通帳記入をお願いいたします。
※申込期限は引落日の前月末までに金融機関へご提出ください。(例:1期開始の場合、5月末までに金融機関へ提出)遅れますとご希望に添えない場合もありますので、ご注意ください。

おすすめする
3つのポイント

忙しいあなたへ…

- ① 金融機関の窓口へ支払いへ行かなくて良い
支払期限が過ぎてしまった…等
- ② 納付忘れがなくなる
手続きをすぐにしたい…
- ③ 年度の途中でもお申し込みが可能

納税管理人 の設定はお済みですか?

区内に住所等を持たなくなった人(特に出国等)は、住民税の納税義務を果たすために納税管理人を定めて、申告または申請する義務があります。

届け出方法	納税管理人申告書に必要事項を記入し、納税者と納税管理人それぞれの印またはサインを必ず入れコピーをとり、2枚とも税務課税務係へ提出してください。郵送で提出する場合は、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。
受け付けの承認	登録が済みましたら、コピーに受付印を押して納税管理人様宛てにお返しします。
申請書の受取方法	申請書は、税務課税務係にあります。また、港区ホームページ(申請書ダウンロード>税金>納税管理人の届出について)からダウンロードもできます。

便利な納税方法のご紹介

24時間365日いつでも
コンビニ納付

コンビニエンスストアを利用した納付制度

- 税額に応じた現金のご用意
- コンビニエンスストアのレシートを受け取り
- 領収書の保管

いつでもどこでも
モバイルレジ

モバイルバンキングを利用した納付制度

- 利用希望の金融機関へ
- モバイルバンキングの利用手続き
- 携帯アプリをダウンロード(初回のみ)

※いずれの納付制度も納付書ごとに納付金額が1件30万円以下の場合のみ利用が可能です。

課税(非課税)・納税証明書の請求について

問い合わせ

税務課税務係

☎2586~91

住民税の課税(非課税)証明書や納税証明書は、本人のみが請求できることになっており、代理で申請する際は、必ず本人が署名押印した委任状が必要になります。

●交付申請に必要なもの

図1 証明書の交付申請に必要なもの

申請者	必要なもの
本人	○印鑑 ○本人であることが確認できるもの※
代理人	○印鑑(代理人のもの) ○代理人の身分が確認できるもの※ ○委任状(本人が署名押印したもの)

※官公署発行の運転免許証、健康保険証、パスポート等で、顔写真付のものは1点、それ以外は2点を提示してください。

●交付手数料

一通につき300円
福祉等の使用目的により、無料で交付できる場合があります。

●発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)・台場分室

●郵送による請求(本人のみ)

図2参照

●郵送請求の送付先

〒105-8511
港区役所税務課税務係

●注意点

証明書を発行できるのは、その年の1月1日の居住地の区市町村です。証明書が必要となる年に転出または転入している人は、請求先を確認の上、申請してください。

図2 郵送請求に必要なもの

郵送請求に必要なもの	申請書(A4サイズ程度の白紙等に記入してください。港区ホームページの申請書ダウンロード>税金からダウンロードすることもできます) 必要な記載事項(1)現住所・氏名・生年月日・印(2)1月1日現在の港区の住所(例 平成26年度証明なら平成26年1月1日、平成25年度証明なら平成25年1月1日)(3)証明書の種類(課税証明書または納税証明書を表記してください)(4)必要年度(例 平成26年度(平成25年中の所得))(5)必要枚数(6)使用目的(簡潔に書いてください)(7)昼間連絡可能な電話番号
	手数料 使用目的により発行手数料が有料となる人は、郵便局窓口で手数料分の「定額小為替」(1通300円×必要枚数)を購入し同封してください。
	返信用封筒 郵便番号、住所、氏名を明記の上、郵便切手を貼った封筒を同封してください。
	本人の身分証明書の写し 必要な本人の身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)の写しを同封してください。

コンビニ交付サービスについて

注意事項

(1面からの続き)

- 納付後間もない(当日含む)場合は、納税証明書の納付済額に反映されません。
- 未申告の人は税証明書が取得できません。
- 港区を転出した人はご利用できません。
- 証明書の摘要欄については、窓口交付と記載が異なる場合があります。
- コンビニで取得した証明書の返品・交換や手数料の返金はできません。
- 最新年度の税証明書は課税の通知が交付された後に取得できます。

※普通徴収の人の平成27年度課税証明書は、平成27年6月中旬から取得できます。住民基本台帳カード(住基カード)の交付と事前の利用登録については、各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く)へお問い合わせください(図3参照)。

図3 各総合支所区民課窓口サービス係一覧

- 芝地区 (軽自動車登録・廃車等の手続きについては、相談担当) ☎3578-3141
- 麻布地区 ☎5114-8821
- 赤坂地区 ☎5413-7012
- 高輪地区 ☎5421-7612
- 芝浦港南地区 ☎6400-0021
- 台場分室 (軽自動車登録・廃車等の手続きに関すること コンビニ交付は除く) ☎5500-2351

●排気量125ccを超える二輪車

東京運輸支局(〒140-0011 品川区東大井1-12-17)

☎050-5540-2030

●排気量660ccまでの軽三・軽四輪車

軽自動車検査協会(〒108-0075 港南3-3-7) ☎050-3816-3100

軽自動車税の減免

身体障害者手帳や、愛の手帳をお持ちの人等(同一生計者を含む)は、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。詳しくは、税務課税務係にお問い合わせください。

なお、減免は普通自動車・軽自動車等、合わせて1台のみです。

問い合わせ

税務課税務係

☎内線2590~91

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)、三輪以上の軽自動車に対する

税金です。毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・譲渡・盗難・出国等により登録の軽自動車を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れますと、平成27年度も課税

されることがありますのでご注意ください。納税通知書は、毎年5月上旬に発送しています。

手続き場所

●排気量125ccまでの原動機付自転車・小型特殊自動車 図3参照

平成27年度から軽自動車税の税率が次のようになります

三輪以上の軽自動車の税率

種別	現行税率(年額)	新税率(年額)平成27年4月1日施行※1	重課税率(年額)平成28年4月1日施行※2		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪以上	乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両については、新税率が適用されます(平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両については現行税率が適用されます)。なお、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについては、当該取得をした日の属する年度の翌年度(平成28年度)分の軽自動車税の税額が優遇される予定です。

※2 平成28年度から、地球環境保護の観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車(電気自動車等は除く)について、重課税率が適用されます(平成28年度に重課税率が適用される車両は、最初の新規検査が平成14年以前のもので)。

納税相談はお早めに

さまざまな事情により納期限までに納付することが困難な場合には、いつでも納税相談を受け付けています。

一定の要件を満たしている場合には、分割納付や徴収の猶予(原則1年以内)または延滞金の減免対象となることがあります。

これらの納税に関する相談は、税務課納税促進係・滞納整理担当へお願いします。

納税が遅れると延滞金がかかります

納め忘れ等により納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、高い利率の延滞金が課せられます。

平成27年の場合:年率換算

- 納期限の翌日から1カ月を経過する日まで:2.8%
- 納期限の翌日から1カ月を経過した日以後:9.1%

※国内の金利情勢により毎年変動します。

滞納者に対する厳格な徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を越えても未納が続く滞納者に対しては、債権(預貯金・生命保険・給与等)や、自動車・不動産等の財産の差し押さえを積極的に行っています。

また、滞納処分のために必要があると判断した場合は、滞納者または一定の第三者の住所やその他の場所を強制的に検索することがあります。

財産を差し押さえても完納にならない場合には、差し押さえた財産の換価を行い、滞納している税金に充当します。

差し押さえ等の滞納処分を受けることにより、社会的な信用を損なうことや、財産上の不利益を受けることがありますので、十分にご注意ください。

問い合わせ

税務課納税促進係・滞納整理担当

☎内線2615~33

都税事務所からのお知らせ

●個人事業税の申告

個人で事業を営んでいる人は、3月16日(月)までに前年中の事業の所得等を、東京都港都税務所に申告することになっています。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人事業税の申告の必要はありません。この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」に

必要事項を記入してください。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

問い合わせ

東京都港都税務所 個人事業税係

〒106-8560 港区麻布台3-5-6

☎5549-3800(代)



オール東京で特別徴収を推進しています!

特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。



確定申告のお知らせ

申告書は自分で作成 & 提出はお早めに

税 目	平成26年分の申告書 提出期限と納付期限	振替納税を利用 した場合の振替日
所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)まで	4月20日(月)
贈与税	3月16日(月)まで	4月23日(木)
個人の消費税及び地方消費税	3月31日(火)まで	

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)
「確定申告書等作成コーナー」
 で申告書等が作成できます。

印刷して 郵送等で提出!
 (添付書類と一緒に提出してください)

インターネットで送信!
 (詳しくは国税庁ホームページをご覧ください)

- 申告書は、郵送でも提出できます。申告書「控用」の返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 振替納税を利用する場合は、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を各税目の納付期限までに税務署へ提出してください。なお、還付申告に伴う還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。
- 公的年金等を受給している人のうち、公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額の合計が20万円以下の場合、確定申告書の提出は必要ありません。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

申告書作成会場等のご案内

- 各会場とも、画面の案内に従って入力すれば自動計算される、便利なパソコンでの作成指導を行っています。
- ご来場の際は、次のものをお持ちください。
 - ①前年分の確定申告書等の控、②源泉徴収票、国民年金保険料の支払を証する書類、国民健康保険料・介護保険料の支払金額の分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(その他の控除を受ける場合は、その控除金額を計算できる書類等)、③印鑑・計算器具・筆記用具・その他申告に必要な資料等。

※各会場とも、混雑した場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

1 税務署での申告書作成 (所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成会場を、次のとおり設置します)

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月12日(木)～3月16日(月)	芝税務署 5階会議室	芝5-8-1	受け付け 午前8時30分～ 相談 午前9時15分～午後5時 (提出は午後5時まで)
2月16日(月)～3月16日(月)	麻布税務署 別棟会議室	西麻布3-3-5	

○土・日曜、祝日は執務を行っておりません。確定申告書作成のために来署する場合は、左記期間にお越しください。

確定申告期限間近は大変混雑しますので、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけ自分で作成し、早めにご提出ください。

2 税理士による小規模納税者等のための無料申告相談

期 間	会 場	所 在 地	相 談 時 間
2月6日(金)、2月9日(月)	白金台いきいきプラザ 集会室B	白金台4-8-5	午前9時30分～正午 午後1時～4時 (受け付けは、それぞれ30分前まで)
2月10日(火)	芝浦港南区民センター 第1・第2集会室	芝浦4-13-1	
2月12日(木)～13日(金)	高輪区民センター 1階集会室	高輪1-16-25	午前9時15分～午後4時30分
2月12日(木)～20日(金)(土・日曜を除く)	芝税務署 5階会議室	芝5-8-1	
2月2日(月)～13日(金) (土・日曜、祝日を除く)	麻布税務署 別棟会議室	西麻布3-3-5	午前9時15分～正午 午後1時～4時30分 (受け付けは、それぞれ30分前まで)

○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告(土地、建物、株式等の譲渡所得のある場合を除く)を対象としています。

3 日曜(2月22日・3月1日)の申告書作成・提出会場

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月22日および3月1日の日曜のみ	東京国税局 1階共用講堂	千代田区大手町 1-3-3	受け付け 午前8時30分～午後4時 相談 午前9時15分～午後5時 (提出は午後5時まで)

○国税の領収および納税証明書の発行はできません。なお、芝税務署・麻布税務署では当日の執務は行っておりません。

国外財産調書の提出制度について

居住者(非永住者を除く)で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する人は、その国外財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※その年の翌年3月15日が、日曜に当たるときはその翌日、土曜に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

なお、提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用される他、罰則が適用される場合がありますので、ご注意ください。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとなっています。申告書を提出する際には、計算漏れがないかご確認ください。

【確定申告に関する問い合わせ】…自動音声でご案内しております

芝 税務署 〒108-8401 芝5-8-1 ☎3455-0551
麻布税務署 〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591



国税庁ホームページもご覧ください

国税庁 検索

記帳・帳簿等の保存制度の対象者の拡大について

なお、次の団体では、「記帳と帳簿書類の保存が必要な人」への説明・相談を行っています。気軽にご相談ください。

青色申告会	(社) 芝青色申告会 ☎3453-5300 (社) 麻布青色申告会 ☎3401-5365
商工会議所	東京商工会議所 港支部 ☎3435-4781

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人を含む)について、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容等、詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。